

## 地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度の導入数及び実績

掲載している内容は、各地方公共団体から回答を得た情報に基づき作成しています。

令和6年4月1日現在

	経済的支援				公営住宅等 入居配慮		住宅関係支援		生活関係支援		医療・心理的ケア関係支援		法的関係支援	
	見舞金 導入数	貸付金 導入数	見舞金・貸付金 実績件数	見舞金・貸付金 実績額 (百万円)	導入数	実績件数	導入数	実績件数	導入数	実績件数	導入数	実績件数	導入数	実績件数
都道府県 (47)	21(4)	2	157	35	47	69	16	56	5	460	12	1,297	22	651
政令指定都市 (20)	17	1	308	35	20	127	15	44	13	40	10	83	6	24
市区町村 (1,721)	863	10	215	24	733	93	161	11	91	16	46	2	51	7
全地方公共団体 (1,788)	901(4)	13	680	94	800	289	192	111	109	516	68	1,382	79	682

(注1) 見舞金導入数の( )は、市区町村の見舞金支給に補助を実施している都道府県数である。

(注2) 実績は、令和5年度中の数値である。

(注3) 住居関係支援とは、公営住宅等入居配慮を除く、ハウスクリーニング、宿泊、転居等の支援をいう。

(注4) 生活関係支援とは、配食、家事、託児・一時保育、学習、就労等の支援をいう。

(注5) 医療・心理的ケア関係支援とは、精神医療、カウンセリング等の支援をいう。

(注6) 法的関係支援とは、法律相談、裁判傍聴、再提訴等の支援をいう。